

社会福祉法人 希望の家

運 営 規 程

社会福祉法人 希望の家

自立支援センターほのぼの事業所 障害者デイサービスセンターのびのび事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人希望の家が開設する自立支援センターほのぼの及び障がい者デイサービスセンターのびのび（以下「事業所」という。）が行う指定障がい者福祉サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、障がい者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、当該障がい者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、又基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障がい者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 自立支援センターほのぼの
名称 障がい者デイサービスセンターのびのび

(2) 所在地 北海道根室市駒場町1丁目31番地1

(受託事業 根室市幌茂尻77番地2 根室市資源再生センター内)

(受託事業 根室市昭和町2丁目115番地 地域活動支援センターきらきら)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名（非常勤職員・兼務）

施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に、行うものとする。

- (2) サービス管理責任者 2名（常勤職員）

- (3) 従事者 8名（常勤7名 非常勤1名）

従事者（生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員）は、事業の提供

にあたるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（1）営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、祭日、年末年始は除く。又、月最大23日の範囲内での土・日曜日・祝祭日を活用した日中活動・就労支援については、サービス提供日とする。

（2）営業時間

午前8時40分から午後4時30分までとする。

（3）サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。

【但し、委託事業に関しては、契約内容を優先させる。】

（主たる対象者）

第6条 事業所の主たる対象者を知的障がい者、精神障がい者とする。

（事業所の定員）

第7条 事業所の定員はそれぞれ次のとおりとする。

2.（1）自立支援センターほのぼの（54名）

（2）障がい者デイサービスセンターのびのび（6名）

3. 前項の規程にかかわらず、3ヶ月間の平均利用人員が定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることは可能とする。

（障がい者福祉サービスの内容）

第8条 事業所で行う障がい者福祉サービスの内容は次のとおりとする。

1・それぞれの事業に適したサービス計画の作成

2・基本事業

（1）機能訓練（日常生活訓練）

日常生活動作、家事訓練、調理訓練、買物訓練等

（2）社会適応訓練

生活リズムの確立、社会生活の習慣習得、交通機関利用訓練、金銭管理訓練等

（3）更生相談

医療、福祉、生活の相談等

（4）スポーツ、レクリエーション

在宅障がい者の福祉の増進を図るために必要なスポーツ、レクリエーション等の事業。

3・就労継続支援事業

縫製作業、包装資材作業、その他必要な支援（施設外就労）の技術援助及び作業。

4・送迎サービス（負担金あり）

5・給食サービス（材料費実費負担あり）

6・施設外支援/施設外就労

(内容及び手続きの説明)

第9条 事業者は、支給決定障がい者がサービスの利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法第76条の規定による説明を行うものとする。

2 事業者は、社会福祉法第77条の規程に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 事業者は、指定障がい福祉サービスを提供した際は、利用者又はその扶養義務者から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない障がい福祉サービス事業を提供した際は、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、前二項の支払いを受ける額その他、障がい福祉サービスにおいて提供される便宜に供する費用の内、入浴に係わる光熱水費、食費材料費負担分、送迎サービス負担分、日常生活訓練活動・就労継続支援活動に係わる材料費、その他の日常生活においても通常必要となるものの費用であって、利用者が負担することが、適当と認められるものの支払いを受けることができるものとする。

4 事業者は、前三項の支払いを受けた場合は、当該費用に係わる領収証を当該費用を支払った利用者に対し、交付しなければならない。

5 事業者は、第三項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、根室市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 通所の際は、希望者には送迎サービスを提供するが、決められた送迎時間を守ること。
- (2) 飲酒、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。
- (3) 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (4) 建物や備品及び貸与の物品は大切に取扱うよう努めること。
- (5) その他管理者が特に必要と定めたことを守り、相互の融和を図らなければならない。

（緊急時等における対応方法）

第12条 現に指定障がい福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関及び家族に連絡等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。必要に応じて医療機関への緊急搬送等の措置を講ずるものとする。

2 利用者が心身の健康を保つため、服薬の促し介助等は、利用者と事業者が綿密な協議の上、利用者本人保護者の承諾のもと行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に非難・救出訓練を行うものとする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）

第14条 利用者に対する虐待を早期に発見し迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止に関する責任者の選定及び虐待防止委員会の設置
- 2 苦情解決体制の整備
- 3 職員等に対する虐待の防止の啓発・普及するための研修の実施
- 4 成年後見制度の利用支援

（苦情解決）

第15条 提供した指定障がい福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定障がい福祉サービスに関し、障害者自立支援法第48条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、従事者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 2 従事者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備すると共に当該記録を完結の日から5年間保持しなければならない。
- 5 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人希望の家と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は一部を改正して平成23年6月24日から施行する。

この規程は一部を改正して平成24年2月2日から施行する。

この規程は一部を改正して平成26年4月1日から第2条第3項の障害者自立支援法を法律の一部改正で障害者総合支援法と読み換え施行する。

この規程は一部を改正して平成27年4月1日から施行する。

この規程は一部を改正して平成30年4月1日から施行する。

この規程は一部を改正して令和2年4月1日から施行する。

この規定は一部を改正して令和4年4月1日から施行する。